

## 令和4年第3回定例会（第3号）

令和4年9月8日（木曜日）午前10時00分開議

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について  
日程第 3 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について  
日程第 4 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について  
日程第 5 報告第 6号 令和3年度七飯町健全化判断比率について  
日程第 6 報告第 7号 令和3年度七飯町土地造成事業資金不足比率について  
日程第 7 報告第 8号 令和3年度七飯町水道事業資金不足比率について  
日程第 8 報告第 9号 令和3年度七飯町下水道事業資金不足比率について  
日程第 9 認定第 1号 令和3年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について  
日程第10 認定第 2号 令和3年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第11 認定第 3号 令和3年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第12 認定第 4号 令和3年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第13 認定第 5号 令和3年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第14 認定第 6号 令和3年度七飯町水道事業会計決算認定について  
日程第15 認定第 7号 令和3年度七飯町下水道事業会計決算認定について

### ○出席議員（18名）

議 長	18番	木 下 敏	副 議 長	17番	青 山 金 助
	1番	横 田 有 一		2番	神 崎 和 枝
	3番	平 松 俊 一		4番	池 田 誠 悦
	5番	田 村 敏 郎		6番	稲 垣 明 美
	7番	畑 中 静 一		8番	長谷川 生 人
	9番	上 野 武 彦		10番	坂 本 繁
	11番	澤 出 明 宏		12番	中 島 勝 也
	13番	川 村 主 税		14番	江 口 勝 幸
	15番	若 山 雅 行		16番	川 上 弘 一

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 杉 原 太

### ○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副 町 長	宮 田 東	総 務 課 長	中 村 雄 司
財 政 課 長	青 山 栄久雄	情 報 防 災 課 長	庭 田 昌 輝
政 策 推 進 課 長	花 卷 亘	税 務 課 長	佐 藤 恵美子
会 計 課 長	関 口 順 子	住 民 課 長	清 野 真 里

環境生活課長	福川晃也	福祉課長	村山徳收
子育て支援課長	川崎恵子	健康支援課長	岩上剛
商工労働観光課長	磯場嘉和	農林水産課長	村上宏樹
土木課長	笠原泰之	都市住宅課長	川島篤実
上下水道課長	池田晃		

---

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

---

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育総務課長	倍 楼 司	学校教育課長	柴 田 憲
生涯教育課長	竹 内 圭 介	学校給食センター長	福 永 崇 弘
スポーツ振興課長	高 橋 雅 貴		

---

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事 務 局 長 赤 石 旭

---

○選挙管理委員会委員長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

書 記 長 中 村 雄 司

---

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

監 査 委 員 永 田 英 利

---

○本会議の書記

事 務 局 長	広 部 美 幸	書 記	山 本 翔 大
書 記	三 浦 蒼 生		

---

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

1 4 番 江 口 勝 幸

1 5 番 若 山 雅 行

午前10時00分 開議

---

開 議 宣 告

---

○議長（木下 敏） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和4年第3回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

---

日程第1

会議録署名議員の指名

---

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

14番 江口 勝 幸 議員

15番 若山 雅 行 議員

以上2議員を指名いたします。

---

日程第2

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦  
について

---

○議長（木下 敏） 日程第2 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

○町長（杉原 太） それでは、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を御説明申し上げます。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

次の者とは、氏名、大村まゆみ氏で、住所及び生年月日は、議案に記載のとおりでございます。

提案理由となりますが、現在、人権擁護委員であります大村まゆみ氏が、令和4年12月31日で任期満了となることから、引き続き同氏を推薦したく、提案するものでございます。

大村氏は、平成13年7月1日に人権擁護委員に就任されて以来、7期21年務められ、人格高潔で、知識の豊富さ、公平性、公正性、そして温和さと信頼性を兼ね備えており、人権擁護委員には適格な方であります。

よって、同氏を適任と考え、推薦いたしたいと存じますので、御意見賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） この推薦について、何か異議あるわけではないのですけれども、もしお考えを持っていただければ教えていただきたいのですけれども、こういう、昨日の同意人事などもそうなのですけれども、多選というのですか、長年務めるということに対する選任の立場での考え方、長くても特に問題はないのか、あるいは長いものはどうなのかと、その辺のところの考え方を、もし基準があれば、教えていただければと思います。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） これにつきましては、その人選に当たりますのは、これまでの実績と、それから、人格、その経験を踏まえた上で、この方が適任というふうにして、推薦したいということですので、それ以外に、推薦する方というか、特にこれまでのそういう、この方の経験と実績で選んだということで、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（木下 敏） ほかに、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、人事案件でありますので、議会運営例規第111項により、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決を行います。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、これを可とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本件については、可とすることに決定いたしました。

---

### 日程第3

#### 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦 について

○議長(木下 敏) 日程第3 諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

○町長(杉原 太) それでは、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を御説明申し上げます。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

次の者とは、青山正行氏で、住所及び生年月日は、議案に記載のとおりでございます。

提案理由となりますが、現在、人権擁護委員であります青山正行氏が、令和4年12月31日で任期満了となることから、引き続き同氏を推薦したく、提案するものでございます。

青山氏は、平成29年1月1日に人権擁護委員に就任されて以来、2期6年務められ、人格高潔で、知識の豊富さ、公平性、公正性、そして温和さと信頼性を兼ね備えており、人権擁護委員には適格な方であります。

よって、同氏を適任と考え、推薦いたしたいと存じますので、御意見賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、人事案件でありますので、議会運営例規第111項により、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本件については、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決を行います。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について、これを可とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本件については、可とすることに決定いたしました。

---

### 日程第4

#### 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦 について

○議長(木下 敏) 日程第4 諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

○町長(杉原 太) それでは、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を御説明申し上げます。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

次の者とは、氏名、菊地浩氏で、住所及び生年月日は、議案に記載のとおりでございます。

提案理由となりますが、現在、人権擁護委員であります菊地浩氏が、令和4年12月31日で任期満了となることから、引き続き同氏を推薦したく、提案するものでございます。

菊地氏は、平成29年1月1日に人権擁護委員に就任されて以来、2期6年務められ、人格高潔で、知識の豊富さ、公平性、公正性、そして温和さと信頼性を兼ね備えており、人権擁護委員には

適格な方であります。

よって、同氏を適任と考え、推薦したいと存じますので、御意見賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、人事案件でありますので、議会運営例規第111項により、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決を行います。

諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について、これを可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、可とすることに決定いたしました。

---

日程第5

報告第6号 令和3年度七飯町健全化判断比率について

日程第6

報告第7号 令和3年度七飯町土地造成事業資金不足比率について

日程第7

報告第8号 令和3年度七飯町水道事業資金不足比率について

日程第8

報告第9号 令和3年度七飯町下水道事業資金不足比率について

---

○議長（木下 敏） 日程第5 報告第6号令和3年度七飯町健全化判断比率について、日程第6 報告第7号令和3年度七飯町土地造成事業資金不足比率について、日程第7 報告第8号令和3

年度七飯町水道事業資金不足比率について、日程第8 報告第9号令和3年度七飯町下水道事業資金比率について、以上、4件を一括して議題といたします。

一括して提案説明を求めます。

報告第6号、財政課長。

○財政課長（青山栄久雄） それでは、令和3年度七飯町健全化判断比率について御説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度の七飯町健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて御報告いたします。

初めに、左側の列、実質赤字比率でございますが、実質赤字比率は、一般会計を対象に、実質収支額が赤字の場合、その赤字額が標準財政規模に対してどのくらいの比率であるかを見るもので、令和3年度の一般会計決算は赤字決算とはなっていないため、数値には現れず、この指標については、前年度同様にクリアしております。

次に、2列目、連結実質赤字比率でございますが、連結実質赤字比率は、一般会計のほか、七飯町の全会計を対象に、実質赤字が発生した場合、その赤字額が標準財政規模に対してどのくらいの比率であるかを見るもので、令和3年度の各会計決算は赤字決算とはなっていないため、この数値も表示されず、前年度同様にクリアしております。

次に、3列目、実質公債費比率でございますが、実質公債費比率は、その年度の歳出の中で、過去に行われた借金の返済に回っている部分、実質的な公債費となりますが、これがどの程度の大きさであるかを見るための比率となるもので、令和3年度は9.8%となり、前年度の11.2%と比較して1.4ポイント低下、比率でいえば前年度より改善しております。

次に、4列目、将来負担比率でございますが、将来負担比率は、町全体の借金額を標準財政規模と比べて、その借金額が町にとってどれだけの重みのある借金額なのかを見るための比率となるもので、令和3年度は35.6%となり、前年度の65.4%と比較して29.8ポイント低下、比率

でいえば前年度より改善しております。

これら実質公債費比率、将来負担比率が低下、改善した主な要因でございますが、これらの比率を求めるものに共通する過去3か年の元利償還金の額や、年度末地方債現在高の総額など、町の公債費、借金の支出に関する事項が減少していることに加え、過去3か年では、普通交付税が年々増加していることにより、町の財政規模を表す標準財政規模の額が増加しており、また、令和3年度は基金の総額が増加したことなどで、町の財政基盤が一層強化され、実質的な公債費や将来的な負担額に対して、これらの比率が改善されたものとなります。

最後に、別冊でお配りした監査委員の審査意見書にも記載されておりますが、早期健全化基準、財政再生基準を御報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条第5号の規定により、財政の早期健全化を図る基準として、実質赤字比率は13.8%、前年度は13.97%、連結実質赤字比率は18.80%、前年度は18.97%、実質公債費比率は25%、将来負担比率は350%と算定されており、次に、健全化法第2条第6号の規定により、財政再生を図る基準として、実質赤字比率は20%、連結実質赤字比率は30%、実質公債費比率は35%となっているところでございます。

以上で、令和3年度七飯町健全化判断比率についての御報告となります。

○議長（木下 敏） 報告第7号、商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） それでは、報告第7号令和3年度七飯町土地造成事業資金不足比率について御説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度の七飯町土地造成事業資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて御報告いたします。

令和3年度の七飯町土地造成事業の資金不足比率は、表のとおり、資金不足が生じていないため、算定されていないことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 報告第8号、報告第9号、

上下水道課長。

○上下水道課長（池田 晃） それでは、報告第8号令和3年度七飯町水道事業資金不足比率について及び報告第9号令和3年度七飯町下水道事業資金不足比率についてを一括して御説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和3年度の七飯町水道事業資金不足比率、七飯町下水道事業資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて御報告いたします。

令和3年度の水道事業会計決算及び下水道事業会計決算の資金不足比率は、表のとおり、それぞれ資金不足が生じていないため、算定されていないことを御報告いたします。

報告第8号及び第9号については以上でございます。

○議長（木下 敏） これより、報告第6号から報告第9号までの以上4件について、一括して質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、報告第6号から報告第9号までの4件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、一括して報告済みといたします。

日程第9

認定第1号 令和3年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第10

認定第2号 令和3年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11

認定第3号 令和3年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12

認定第4号 令和3年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13

認定第5号 令和3年度七飯町土地造成  
事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第14

認定第6号 令和3年度七飯町水道事業  
会計決算認定について  
日程第15

認定第7号 令和3年度七飯町下水道事  
業会計決算認定について

○議長（木下 敏） 日程第9 認定第1号令和3年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第10 認定第2号令和3年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11 認定第3号令和3年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12 認定第4号令和3年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13 認定第5号令和3年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14 認定第6号令和3年度七飯町水道事業会計決算認定について、日程第15 認定第7号令和3年度七飯町下水道事業会計決算認定について、以上7件を一括して議題といたします。

一括して提案説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（青山栄久雄） それでは、令和3年度七飯町一般会計、各特別会計、公営企業会計の決算の概要について、別にお配りしております令和3年度決算参考資料、こちらの資料になります。及び公営企業会計決算書により、ポイントを絞り、御説明いたします。

最初に、1ページから8ページは、令和3年度一般会計決算の状況としまして、総括事項、歳入歳出の決算状況、町債発行額及び公債費の状況など、文書でまとめられた内容となりますので、後ほど御確認いただければと思います。

次に、9ページから12ページまでは、財政指標等資料としまして、平成29年度から令和3年度までの直近5か年の歳入歳出決算額、財政指標等の状況、各数値算出調書、基金現在高の推移を記載しております。

その資料の中の10ページを御覧願います。

一般会計財政指標等の状況としまして、表中の右側、令和3年度の決算数値でございますが、表の上段から順に、1段目の収支状況の実質収支額は3億7,897万円の黒字となり、令和3年度は、財政調整基金への積立金3億9,800万円、町債の繰上償還に1億3,948万円を実施したことから、実質単年度収支は8億6,306万2,000円の黒字決算となっております。次に、2段目の経常収支比率は、町税や普通交付税などの経常的な一般財源の総額が増加したことから、合計で81.9%となり、前年度からマイナス8.9ポイント低下し、比率は改善されております。

次に、3段目の財政指標等数値のうち、実質公債費比率3か年平均は、比率を求める計算のもととなる標準財政規模の額が増加したことから、マイナス1.4ポイント低下し、9.8%、その下の将来負担比率は、同じくマイナス29.8ポイント低下の35.6%となっております。

次に、4段目の町税の決算額は、前年度と比較して5,532万3,000円増の30億1,338万5,000円となり、新型コロナウイルス感染症の状況下において、町税決算額が初の30億円を超え、当初の想定と反して、好調な結果となっております。

また、その下の町税の徴収率は、前年度と比較して0.9ポイント上昇し、97.5%となっております。直近5か年の中では最も高い徴収率となっております。

次に、11ページを御覧願います。

(1)の実質公債費比率、将来負担比率計算書のE欄の地方債現在高となりますが、前年度と比較して2億3,006万7,000円減の137億1,091万4,000円となり、F欄の充当可能基金は、前年度と比較して5億5,773万2,000円増の19億5,741万3,000円で、これらの計算結果により、将来負担比率は、前年度と比較してマイナス29.8ポイント低下し、35.6%となっております。

次に、(2)の地方債現在高及び借入先別現在高については、一般会計が発行した町債のほか、公営企業会計が発行した企業債を加えた町全体農業地方債現在高となり、前年度と比較して5億

6,151万9,000円減の185億2,091万1,000円となり、直近5か年では、平成30年度の数値をピークに、毎年減少している状況にあります。

次に、12ページは、平成29年度から令和3年度までの基金残高の状況となりますが、基金会計の締め日で記録する令和4年3月31日現在の町全体の基金残高は、前年度と比較して4億7,349万円増加し、19億8,191万円となっております。

続いて、決算の具体的な内容につきましては、13ページからとなります。

令和3年度各会計別決算額総括表で、一般会計、各特別会計の歳入歳出決算額を記載してございます。

最初に、一般会計ですが、B欄の歳入決算額139億5,453万7,763円に対し、歳出決算額は135億4,909万3,934円で、歳入歳出差引額は4億544万3,829円となりますが、この差引額から、翌年度に繰り越した事業の財源に充てる金額として、下段の米印2の数値となりますが、2,647万4,000円を差し引いた3億7,896万9,829円が実質収支額となります。

また、右隣の最終予算額に対する決算額の比較増減、A-Bの欄では、歳出で5億8,900万円を超える予算残額となっておりますが、この残額には、翌年度へ繰り越す事業費として3億1,064万4,000円が含まれておりますので、予算額からこの額を差し引いた場合の実質的な不用額は2億7,893万4,066円となり、同じく予算執行率は95.8%から98.0%となるものであります。

次に、国民健康保険特別会計ですが、歳入決算額34億3,269万854円に対し、歳出決算額は33億5,197万8,005円で、歳入歳出差引額は8,071万2,849円となり、全額、剰余金として翌年度に繰り越されます。

次に、後期高齢者医療特別会計ですが、歳入決算額4億5,281万421円に対し、歳出決算額は4億4,558万7,624円で、歳入歳出差引額は722万2,797円となり、全額、剰余

金として翌年度に繰り越されます。

次に、介護保険特別会計保険事業勘定ですが、歳入決算額29億3,678万4,588円に対し、歳出決算額28億7,592万872円で、歳入歳出差引額は6,086万3,716円となり、全額、剰余金として翌年度に繰り越されず。

次に、介護保険特別会計介護サービス事業勘定の決算額ですが、歳入歳出同額の1,162万9040円で、差引額はゼロ円となりますが、介護サービス事業勘定は、介護予防サービスの計画費収入をサービス事業勘定で受け、年度末に上の保険事業勘定の会計に繰り出す会計となります。

次に、土地造成事業特別会計ですが、この会計は、事業の完了に伴い、令和3年度をもって会計を廃止したことから、歳入歳出同額の155万4,366円が決算額となり、差引額をゼロ円として、会計を廃止しております。このうち、会計廃止に伴う実質的な剰余金が152万1,366円で、この額を一般会計に繰り出して会計が精算され、この会計が保有していた全ての債権債務を一般会計に引き継いでございます。

令和3年度の一般会計、各特別会計の決算額を合計した総括となりますが、歳入決算額207億9,000万7,032円に対し、歳出決算額は202億3,576万3,841円で、差引額は5億5,424万3,191円となり、令和4年6月1日に、現金、預金として令和4年度会計に繰り越されております。

次に、14ページを御覧願います。

令和3年度、2年度の一般会計歳入歳出決算額の款別構成比等に関する調べのうち、歳入の款別の状況となります。

最初に、収入済額、C欄の主な歳入科目の状況を御説明いたします。

1款町税の収入済額は30億1,338万5,000円で、前年度と比較して5,532万3,000円の増、率で1.9%の増加でございます。

町税の主な内訳として、個人町民税は2,494万4,000円増の10億8,794万3,000円、法人町民税も5,408万8,000円増の2億764万9,000円、固定資産税は3,98

5万7,000円減の14億1,273万6,000円などとなっております。

次に、6款地方消費税交付金の収入済額は6億5,515万1,000円で、前年度と比較して5,632万7,000円の増、率で9.4%の増加でございます。

次に、10款地方交付税の収入済額は、国の補正予算による追加交付を受けたことにより、39億8,606万7,000円と大幅に増加し、前年度との比較では、5億9,737万3,000円の増、率で17.6%の増加となっております。この増額を受け、令和3年度は、基金への積立てや、町債の繰上償還の財源に充てるなど、町の財政基盤の強化を図る使途へ活用しております。

次に、14款国庫支出金の収入済額は30億905万9,000円で、前年度と比較して21億7,582万円の減、率で42%と、大幅な減少となっております。

減少の主な内容ですが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、特別定額給付金給付事業の収入が主なもので、この事業の終了による減額が大半を占めるものとなっております。

次に、15款道支出金の収入済額は11億4,055万5,000円で、前年度と比較して8,361万3,000円の減、率で6.8%の減少でございます。

次に、21款町債の収入済額は11億5,120万円で、前年度と比較して2,260万円の減、率で1.9%の減でございます。

令和3年度の町債の発行状況につきましては、この資料の33ページにも記載しておりますが、主に防災行政無線の整備事業に4億7,820万円、臨時財政対策債の発行に3億7,000万円の町債を発行しております。

次に、右の欄の不納欠損額、D欄の状況でございます。

1款町税は、前年度より1,048万1,000円減の503万9,000円。

12款分担金及び負担金は、前年度より7万5,000円減の48万3,000円で、不納欠損額の合計は、前年度と比較して1,055万6,0

00円減の552万2,000円となっております。

次に、その右の欄の収入未済額、E欄の状況でございます。

1款町税は、前年度より1,769万9,000円減の7,184万4,000円。

12款分担金及び負担金は、前年度より443万9,000円減の2,613万3,000円。

13款使用料及び手数料は、前年度より26万3,000円増の134万9,000円。

16款財産収入は、前年度より3万5,000円減の98万1,000円。

20款諸収入は、前年度より121万6,000円増の206万4,000円で、収入未済額の合計は、前年度と比較して2,069万4,000円減の1億237万1,000円となっております。

この表のまとめとしまして、下段の合計①となりますが、令和3年度歳入の調定額は140億6,243万1,000円で、前年度と比較して16億8,682万5,000円の減、収入済額は139億5,453万8,000円で、前年度と比較して16億5,557万5,000円の減となり、調定額に対する収納割合は99.2%で、前年度と比較して0.1ポイント増加しております。

続いて、15ページを御覧願います。

歳出の款別の状況となりますが、この表の下段、合計①の説明となります。

令和3年度歳出の予算現額は141億3,867万2,000円で、これに対し、支出済額は135億4,909万4,000円となり、翌年度へ繰り越す事業として、繰越明許費の総額3億1,064万4,000円を予算現額から差し引いた場合の不用額は2億7,893万4,000円で、前年度と比較して8,745万1,000円の増となっております。同じく翌年度繰越額を予算現額から差し引いた場合の執行率は98%で、前年度と比較して0.8ポイント低下している状況でございます。

次に、16ページから23ページについては、歳入歳出決算額の科目別の前年度比較増減の状況でございますが、説明については省略させていた

できます。

次に、24ページの(1)は直近3か年の決算収支等の状況と、(2)は翌年度繰越明許事業の状況でございますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

次に、25ページは、一般会計決算歳入の状況でございます。

この表は、地方公共団体の決算に関する統計で全国的に統一した基準により作成されている資料となり、いわゆる決算統計と呼ばれているものでございます。

歳入合計の決算額、A欄は139億5,453万8,000円で、右の臨時的な収入、B欄の特定財源と一般財源等の合計が34億9,351万3,000円となり、歳入決算額の25%を占めており、前年度に比べ13.8ポイント低くなっております。

また、経常的な収入、A-B欄の歳入合計は104億6,102万5,000円で、歳入決算額の75%を占めており、前年度に比べ13.8ポイント高くなっております。

令和3年度の歳入の状況では、1の地方税から10の地方交付税までの項目において、前年度を大幅に上回る収入が確保されたことにより、経常的な一般財源等の額の総額が76億8,609万1,000円となり、前年度に比べ7億2,747万円増加しております。

次に、26ページは、歳出の性質別経費の状況でございます。

この表も歳入と同様に、地方財政状況調査により作成された資料で、歳出経費の内容を、決算統計上のルールに従い、性質別経費に分類して集計した表となります。

この表より、歳出の性質別経費に対して歳入の特定財源及び一般財源等の充当状況が把握でき、財政構造の弾力性を示す経常収支比率がどの程度の割合であるかを示した表となります。

歳出決算額に充当された特定財源の総額は51億9,103万3,000円で、前年度に比べ20億3,846万3,000円の減、率で28.2%の減少となっております。

内訳は、臨時的な経費に24億1,609万9,

000円で、前年度に比べ22億2,696万6,000円の減、経常的な経費に27億7,493万4,000円で、前年度に比べ1億8,850万3,000円の増となっております。

最後に、経常収支比率でございますが、歳出の経常的な歳出のうち、経常的な一般財源が充当された額は65億9,493万2,000円で、この額をこの表の下段の注釈、米印2にあるとおり、歳入経常一般財源等の総額に町債の臨時財政対策債発行額を加えた80億5,609万1,000円で割ることにより、経常収支比率が求められますが、令和3年度の経常収支比率は81.9%となり、前年度と比較して8.9ポイント低下しております。

経常収支比率が低下した主な要因ですが、令和3年度は、比率を求める際の分母の数値となる歳入経常一般財源等の総額が前年度に比べ7億9,907万円と大幅に増加したことが経常収支比率を低下させた主な要因となりますが、これは普通交付税の増加に伴うもので、一時的なものと考えております。

次に、27ページからは、性質別経費で分類されたそれぞれの経費の附属調書となります。

(1)は人件費及び職員数の状況でございます。

人件費の決算額は16億8,562万5,000円で、前年度に比べ6,478万円の増、率で4.0%の増加となっております。

増加した主な要因ですが、これまで、令和2年度までは、介護保険特別会計に計上されていた職員12名分の人件費を、令和3年度からは重層的支援体制整備事業の開始により、一般会計に計上したことによる増加であり、この変更分として約7,250万円の人件費が増加しておりますが、実質的に約770万円程度の人件費が減少したこととなり、介護保険特別会計では、同様に約7,250万円の人件費が減少したこととなります。

次に、28ページは、(2)に物件費、維持補修費、公債費の状況、(3)に補助費等の状況を記載しております。

物件費の状況としましては、5の備品購入費は、令和2年度に臨時的な経費として計上してい

た新型コロナウイルス感染症対応の各種備品購入費の減少により1億3,739万7,000円減少したほか、6の委託料は、予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業で1億6,782万5,000円の増加などで、物件費は1億3,126万2,000円の増加となっております。

維持補修費は、1の道路橋梁、4のその他の減で2,052万9,000円の減。

公債費は、通常の約定償還に加え、令和3年度は銀行等民間資金で発行した町債の繰上償還を実質したことにより、前年度に比べ7,610万4,000円の増でございます。

ページ右側の(3)補助費等の状況ですが、歳出決算額の2の補助交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別定額給付金給付事業などの支出が皆減したことにより、前年度に比べ32億8,055万3,000円の減でございます。

次に、29ページとなります。

29ページには、(4)に扶助費の状況、(5)に積立金の状況、(6)に繰出金の状況を記載しております。

(4)の扶助費の状況では、特に増加の大きい項目として、令和3年度は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の事業に3億8,830万円、子育て世帯への臨時特別給付金の事業に4億1,680万円を支出しており、新型コロナウイルス感染症の対応による給付金の支出が、扶助費が増加した主な要因となっております。

次に、(5)の積立金の状況については、各基金への積立金の決算額と、前年度との比較増減を記載されておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

次に、(6)の繰出金の状況については、各特別会計への繰出金の状況となり、国民健康保険特別会計では1,017万円増加しましたが、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の2会計の合計で、前年度に比べ3,459万3,000円減少しております。

続いて、30ページ及び31ページは、投資的経費の状況でございます。

投資的経費のうち、普通建設事業費の決算額は13億608万9,000円で、前年度と比較し

て1億7,217万4,000円の減で、率で11.6%の減少でございます。

次に、32ページとなります。

基金の年度中の増減額を表した一般会計決算積立金及び繰入金の状況となります。

この表の説明となりますが、各基金は、それぞれ基金会計として決算書に年度末現在高として記録する日を3月31日として表示しておりますが、一般会計及び各特別会計では、4月1日以降、5月31日までの期間を出納整理期間として設けられており、この期間において出納整理が行われ、基金の繰入れまたは積立てが行われるものであります。

これを決算統計上のルールに従い、5月31日現在の基金現在高を地方財政状況調査により報告しているため、この表では5月31日現在の基金現在高を御説明いたします。

下段の計、米印2の箇所となりますが、前年度、令和2年度会計の年度末基金現在高の合計は13億2,218万6,000円で、令和3年度中の積立金は、表に記載のとおり、各基金への積立てを行い、合計で4億5,453万7,000円を積立てし、繰入金は、森林整備を促進する事業の財源に充てるため、森林環境譲与税基金から678万9,000円を取り崩しております。

この結果、令和4年5月31日現在の基金現在高の合計は17億6,993万3,000円となり、前年度と比較して4億4,774万8,000円の増となっております。

なお、財政調整基金の現在高については、前年度と比較して3億9,800万円増加し、10億1,600万円となりましたが、これを令和3年度の標準財政規模の額、78億1,799万1,000円で割った数値は13%となり、前年度と比較して4.5ポイント増加しております。

次に、33ページは一般会計決算地方債発行額及び現在高等の状況ですが、令和3年度の地方債現在高は137億1,091万4,000円で、前年度と比較して2億3,006万7,000円の減となっております。

次に、34ページは、その他の支出状況として、(1)に町長交際費の支出状況、(2)に予

備費の充当状況を記載してございますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

続いて、資料は一般会計決算財務書類となり、35ページから40ページまでは、統一的な基準による地方公会計整備により作成された財務書類でございます。

地方公共団体における財務書類の整備については、平成26年度に総務省から複式簿記や固定資産台帳の導入による統一的な基準による地方公会計への整備方針が示されており、全ての地方公共団体において、この統一的な基準による財務書類を平成28年度決算から作成することになり、七飯町もこの基準によって作成したものであります。

また、41ページ以降は、事務事業の行政実績としまして、各課が所管する事務事業の行政実績を掲載しておりますので、後ほど御覧願いたいと存じます。

続いて、別冊の令和3年度七飯町公営企業決算書を御用意願います。こちらになります。

最初に、水道事業会計の決算報告となりますので、2ページをお開き願います。

(1)の収益的収入及び支出の決算報告で、決算額には消費税及び地方消費税額を含んだ額となります。

初めに、収入の総額となる第1款水道事業収益の決算額は5億2,546万1,012円で、前年度と比較して294万461円の増、率で0.6%の増加でございます。

一方で、支出の総額となる第1款水道事業費用の決算額は4億3,700万9,423円で、前年度と比較して362万6,548円の増、率で0.8%の増加でございます。

次に、4ページの(2)資本的収入及び支出の決算額で、決算額には同じく消費税及び地方消費税額を含んだ額となり、収入の総額となる第1款資本的収入の決算額は1億5,059万8,322円で、前年度と比較して258万678円の減、率で1.7%の減少でございます。

一方、支出の総額となる第1款資本的支出の決算額は3億8,115万3,622円で、前年度と比較して3,853万5,406円の減、率で9.

2%の減少でございます。

決算の結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、損益勘定留保資金及び各種の積立金により補填しております。

次に、7ページの損益計算書でございます。

この計算書は、決算で報告した収益的収入及び支出の決算額から消費税に係る金額を除いた財務諸表となり、1の営業収益は4億619万5,454円で、前年度に比べ5,149万6,194円の増。

2の営業費用は3億8,416万7,902円で、前年度に比べ193万5,383円の増となり、営業損益は2,202万7,552円の営業利益となります。

次に、中段の3の営業外収益は7,863万358円で、前年度に比べ5,279万3,523円の減。

4の営業外費用は3,743万7,922円で、前年度に比べ769万7,335円の減となり、経常損益は6,321万9,988円の経常利益となります。

最後に、5の特別利益、6の特別損失により3万7,896円の利益が発生し、この額を経常利益に加えた6,325万7,884円が当年度純利益となり、令和3年度は黒字決算となっております。

続いて、下水道事業会計の決算報告となりますので、54ページをお開き願います。

(1)の収益的収入及び支出の決算報告で、決算額には消費税及び地方消費税額を含んだ額となります。

初めに、収入の総額となる第1款下水道事業収益の決算額は7億3,296万5,659円で、前年度と比較して2,378万4,120円の減、率で3.1%の減少でございます。

一方で、支出の総額となる第1款下水道事業費用の決算額は7億2,558万8,293円で、前年度と比較して2,626万3,161円の増、率で3.8%の増加でございます。

次に、56ページの(2)資本的収入及び支出の決算額で、決算額には同じく消費税及び地方消

費税額を含んだ額となり、収入の総額となる第1款資本的収入の決算額は2億7,863万1,176円で、前年度と比較して2,434万3,305円の増、率で9.6%の増加でございます。

一方、支出の総額となる第1款資本的支出の決算額は4億8,395万5,768円で、前年度と比較して1,024万8,237円の増、率で2.2%の増加でございます。

なお、第1項建設改良費で、函館湾流域下水道事業に対する建設負担金が612万6,750円が翌年度へ繰り越される建設改良事業となります。

決算の結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、損益勘定留保資金により補填しております。

次に、59ページの損益計算書でございます。

この計算書は、決算で報告した収益的収入及び支出の決算額から消費税に係る金額を除いた財務諸表となりまして、1の営業収益は3億8,090万1,104円で、前年度に比べ1,593万4,032円の増。

2の営業費用は6億3,414万9,664円で、前年度に比べ1,208万8,583円の増となり、営業損益は2億5,324万8,560円の営業損失となりました。

次に、中段の3の営業外収益は3億1,407万3,484円で、前年度に比べ1,995万7,676円の減。

4の営業外費用は6,089万6,226円で、前年度に比べ293万2,880円の減となり、経常損益は7万1,302円の経常損失となります。

最後に、5の特別利益、6の特別損失により72万1,149円の利益が発生し、この額を経常損失に加えた64万9,847円が当年度純利益となり、令和3年度は黒字決算となっております。

以上で、令和3年度七飯町一般会計、各特別会計、公営企業会計の決算の概要についての報告となります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

ます。

○議長（木下 敏） これより、認定第1号から認定第7号までの7件について、一括して質疑を許しますが、詳細な質疑については、この後、決算審査特別委員会の設置が予定されていることから、質疑は、財政に係る総括的で一般的な事項といたします。

質疑を許します。ございませんか。

田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 何点か、ちょっと確認させていただきます。

まず、14ページ、財産収入でございますけれども、収入未済額、この要因は何かということと、それともう一つ、諸収入、この部分、主なものは何か、ちょっと教えていただきたいと思えます。

それから、15ページ、公債費でございますけれども、歳出の比の中では10.7%を占めている。この中で、民生費が37.6%で、これはトップなのですが、その次に公債費が出てきている。これは14億5,200万円ほど支出していますけれども、これはやっぱり税収の2分の1ぐらい占めているということを考えると、今後、このまま流れを見ていきますと、ほぼ変わらないままの返済額になるのかなど。そういう中での見通しというのですか、減っていくのかどうかという、そこら辺、ちょっと教えていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（木下 敏） 財政課長。

○財政課長（青山栄久雄） まず、こちら、決算参考資料に記載された、14ページ、財産収入の収入未済額と、諸収入の収入未済額となりますので、ちょっとお待ちください。すみません。

16款財産収入の収入未済額につきましては、こちらについては、全額、貸付肉用牛の売払収入として98万1,000円となります。

諸収入につきましては、何件かございますが、主な大きいものとしましては、横津岳連絡道路除雪経費負担金として125万2,455円が収入未済額としてあります。また、何点かありますが、医療費の返還金の収入として30万円程度と

か、五、六件あったと思いますけれども、そのような内容が収入未済額の内訳となります。

次に、公債費の状況ではございますが、このたび、公債費につきましても、総額で、元利償還金については14億5,200万円となりましたが、この中には、内訳としましては、1億3,948万円の繰上償還が入っております。これは前年度と比較した場合につきましても、すみません、ちょっと資料をお出しします。通常償還、いわゆる約定償還と言われるものが、令和3年度につきましても約12億4,170万円、令和2年度は12億4,580万円でしたので、この差額については、約4,000万円程度が減額されておりまして、今回、繰上償還を実施したことによりまして、1億3,948万円が加算された結果、増額となったものであります。

これが将来的にどうなのかというふうな数字になりますが、今後10年間の見込みでは、令和4年度につきましても、元金の償還金で12億2,955万9,000円、令和5年度につきましても増えますが、12億9,163万8,000円、令和6年度からは12億7,000万円、令和7年度につきましても11億8,000万円で、こちらは今後の借入額がこの中に加算されておられませんので、年間償還額に基づいてどんどん減るような中身になりますが、年間、今現在ベースで考えますと、令和4年度においてもそうですけれども、町債の発行額が5億円、現在、町債の償還額が12億円で、その差額、7億円、これを3年間程度続けますと、毎年7億円ずつ減少されるかと思っておりますので、減少傾向にある流れというか、そういうような傾向にあるものと財政のほうでは確認しております。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、ございますか。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） すみません、ちょっと遅くなって。監査役に対する質問もこの時間でよろしいでしょうか、別にまた設けられるのでしょうか。この時間でよろしいでしょうか。

○議長（木下 敏） はい。

○15番（若山雅行） それでは、決算審査の意

見書とか出ていてあなれのですけれども、監査役への監査報告に対して、ちょっと1点だけ、確認の質問をさせていただきます。

昨年度、令和2年度決算の決算審査特別委員会で議論したテーマ等、例えば職員の労働基準法遵守状況等について、または大中山小学校の暖房費等についてに関して、今回の令和3年度の監査において、調査、あるいは確認等は何かなされたかどうか、そこのところだけちょっと確認したいと思いますので、お願いします。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

11時10分、再開いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

若松雅行議員の質問に対する答弁より入ります。

永田代表監査委員。

○代表監査委員（永田英利） 今、御質問いただきました件に関しましては、今期に関しましては、令和3年度の決算を行ったということで、令和2年度の決算に関しては、例月の中では伝票チェックはさせていただいていたのですけれども、特にやっておりません。

以上です。

○議長（木下 敏） よろしいですか。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 暖房費だけではなくて、職員の労働基準法遵守関係のチェックとか何か、そういうものについて何か、令和2年度にそういうことを議論したというか、問題にする人もいるし、しない人もいたのですけれども、そういう議論があったので、令和3年度の決算で、そういう観点から何か見た、何かなかったですかという質問で、今、暖房費については特にそういうのはなかったということなのですけれども、労働基準法というか、職員の労働環境その他に対する監査のようなものはされなかったのかどうかだけお願いします。

○議長（木下 敏） 永田代表監査委員。

○代表監査委員（永田英利） 労働環境というのは、やっぱり例月の中で、例えば時間外が多くなってきているよとかという話は、気がついたときには各課長を通じて連絡させていただいている、そういう形でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号までの7件につきましては、神崎和枝議員と議長を除く委員16名で構成する令和3年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、併せて地方自治法第98条の検査権を付与したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第7号までの7件につきましては、神崎和枝議員と議長を除く委員16名で構成する令和3年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、併せて地方自治法第98条の検査権を付与することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

---

### 諸 般 の 報 告

---

○議長（木下 敏） この際、諸般の報告をいたします。

ただいま令和3年度決算審査特別委員会から、委員長に平松俊一議員、副委員長に若山雅行議員を互選した旨の報告がありました。

この際、委員長就任の挨拶を求めます。

副委員長も一緒にお願いたします。

○令和2年度決算審査特別委員会委員長（平松俊一） ただいま第1回の決算審査特別委員会におきまして、委員長に平松、副委員長に若山が選ば

れました。

町民の貴重な税金、きちんと使われたかどうか、しっかりと決算審査させていただきますので、どうぞ皆様方の御協力をよろしくお願いたします。（拍手）

○議長（木下 敏） 就任の挨拶を終わります。

---

### 休 会 の 議 決

---

○議長（木下 敏） お諮りいたします。

令和3年度決算審査特別委員会の審査のため、9月9日から9月21日までの13日間は休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、9月9日から9月21日までの13日間は、休会とすることに決定いたしました。

---

### 散 会 宣 告

---

○議長（木下 敏） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時22分 散会